



# KATORI

平成30年8月1日

千葉県香取市

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、市が所有者等に代わり措置を行います。

香取市では、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）第2条第2項に規定する特定空家等に対して、第14条第10項の規定による略式代執行を行うこととなりました。

1. 執行開始日時

平成30年8月8日（水曜日）午前9時

2. 建物の所在地

香取市小見川330番地

3. 建物の用途・構造

居宅（木造平屋建）

診療所（木造2階建）

※別紙写真参照

4. 執行内容

- ・上記建物を解体処分します。
- ・上記建物及び敷地内にある動産を処分します。

※空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項に基づき、平成30年6月15日に建物の所有者等に対して公告をしています。略式代執行開始日時までに所有者等から連絡があった場合は、略式代執行を延期もしくは中止することがあります。

問い合わせ先

香取市建設水道部都市整備課住宅・街なみ班

担当 高安・佐藤・大竹

電話 0478 - 50 - 1214

【別紙】

○建物写真（居宅）



○建物写真（診療所）

